

【よくある相談ごと】

デイサービスを使っている、医療費控除が受けることはできますか？

【お答え】

デイサービスをご利用でも、医療費控除は受けることができます。

デイサービスを含む介護保険の在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスの利用者負担金で医療費控除が受けられます。ただし、医療費控除を受けるためには一定の条件があります。下記の条件をご確認ください。また、訪問介護の家事援助サービス、福祉用具購入、住宅改修費用は対象外となりますのでご注意ください。

■介護保険には「福祉系サービス」と「医療系サービス」があります。

福祉系サービスの種類	医療系サービスの種類
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設(老健)
訪問介護(ホームヘルパー)	介護療養型医療施設(療養型)
訪問入浴介護	訪問看護
通所介護(デイサービス)	訪問リハビリテーション
短期入所生活介護(ショートステイ)	居宅療養管理指導
	通所リハビリテーション
	短期入所療養介護

■控除条件

医療費控除の条件において、医療系サービスの場合は、単独で控除を受けられますが、福祉系サービスの場合は、介護保険の医療系サービスを利用していることが条件となります。また、高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費の額を医療費の金額を差し引いて医療費控除の金額が計算されます。

各種サービスにおいて、医療費控除の対象となるかは以下の通りとなります。

■施設サービス

サービスの種類	対象の有無	条件
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	対象となる	—
介護老人保健施設 (老健)	対象となる	—
介護療養型医療施設 (療養型)	対象となる	—

■在宅サービス

	サービスの種類	対象の有無	条件
福祉系サービス	訪問介護	対象となる	※医療系サービスを併用して利用することが必要
	通所介護 (デイサービス)	対象となる	※医療系サービスを併用して利用することが必要
	短期入所介護生活 (ショートステイ)	対象となる	※医療系サービスを併用して利用することが必要
	訪問入浴介護	対象となる	※医療系サービスを併用して利用することが必要
医療系サービス	訪問看護	対象となる	—
	訪問リハビリ	対象となる	—
	通所リハビリ	対象となる	—
	短期入所療養介護	対象となる	—
	居宅療養管理指導	対象となる	—

■対象とならないサービス

サービスの種類	対象の有無	条件
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	対象外	—
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホームなど)	対象外	—
福祉用具貸与	対象外	—
訪問介護 (生活援助中心型)	対象外	—

○当福祉センターの介護保険事業所では、利用者様の毎月のサービス提供票にて、医療系サービスを併用してご利用しているかを確認し、医療系サービスのご利用がある場合は、お支払いいただいた領収書において医療費控除額を明記しています。

○医療費控除の対象となる条件、金額などの詳細については、ご利用のサービス事業所へお問い合わせください。

—医療費控除の申告についてはの詳細は、お住まいの税務署にお問い合わせください。—

担当：総合南東北福祉センター
氏名：事務課 伊澤孝夫